

重要事項説明書

介護療養施設サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

主たる事業者の名称	地域医療機能推進機構
主たる事業者の所在地	東京都港区高輪3丁目22番12号
法人種別	独立行政法人
代表者の氏名	山本 修一
電話番号	03-3445-0863

2. 施設の概要

施設の名称		四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設
施設の所在地		三重県四日市市羽津山町１０番８号
都道府県知事許可番号		２４５０２８００４１
施設長の氏名		山本 隆行
電話番号		059-334-3388
FAX番号		059-334-3377
利用定員		100 名
療養室の種類	従来型個室	20 室
	２人部屋	4 室
	４人部屋	18 室

3. 施設の目的及び運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを受け利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう支援することを目的とした施設です。

また、当施設の利用に当たっては利用者及び家族との面談により、利用者の身体の状態に応じた的確な施設サービス、家庭復帰へ向けての機能訓練を提供することに努めます。利用者及び家族には当施設の利用についての留意事項等の遵守を求めることにより、入所者の意思及び人格を尊重し、明るい施設生活が送れるよう努めます。また、常に地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携に努めることを運営方針としています。

4. 職員員数

職種	員数	業務内容
医師	1 人以上	健康管理及び療養上の指導
薬剤師	0.3 人以上	薬学的管理指導
看護職員	10 人以上	看護業務
介護職員	24 人以上	介護業務
理学療法士	1 人以上	リハビリテーション業務
管理栄養士	1 人以上	栄養状態の管理、栄養評価
介護支援専門員	1 人以上	施設サービス計画の作成
事務員	1 人以上	施設運営に係る事務処理
支援相談員	1 人以上	入退所、通所利用に関しての相談業務

5. サービス内容

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容
食事	食事時間 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 8 : 4 0 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、定期的に診察を行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察を受け付けます。ただし、当施設で行えない処置（透析）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。 医療機関への定期的な受診が必要な場合はご相談下さい。
機能訓練	理学療法士、作業療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴・清拭	週 2 回の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で、座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、かつ、個人としての尊厳に配

	慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週 1 回行います。
--	---

(2) 介護保険給付以外によるサービス

種類	内容
散髪	毎週火曜日に出張で理髪店の方が参ります。 *予約制となりますので、事務所でお申込下さい。 料金:2000円(顔そり無し) 2500円(顔そり有り) (税込み)
食費	食事の提供に要する費用。 利用者負担第4段階:日額1800円(非課税)
特別な食事	要した費用の実費をご負担いただきます。
居住費(日額)	○ 多 床 室 利用者負担第4段階 437円 ○ 従来型個室 利用者負担第4段階 1728円 (非課税)
教養娯楽費(適時)	〈レクリエーション行事〉 ・運動会・花火大会・新年会等 要した費用の実費をご負担いただきます。
特別な室料	○ 個室 1540円(税込み) ○ 2人部屋 770円(税込み) ※ 外泊された場合もご負担頂きます。
金銭管理、貴重品等の保管サービス	行っておりません。また、現金、貴重品の一時預かりについても行っておりません。
衛生用品費(業者委託)	タオルリース、衛生材料(手指消毒、口腔ケア品、ティッシュなど)。 *別添業者委託業務となり、ケアサービスセットをお申し込みいただきます。

※ その他、日常生活に必要な物品（ただしおむつを除きます。）につきましては、ご入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※ 医療について

当施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術、及び病状の著しい変化に対する医療につきましては他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

(3) 外泊時の費用

一時的に自宅等に外泊された場合は、要介護状態区分にかかわらず、1日つき 362 円（非課税）。

ただし、1月につき6泊（7日分）を限度とします。また、月をまたがる場合は最大で連続12泊（13日分）を上限とします。

6. 緊急時の対応

当施設の入所利用において事故等が発生した場合には、速やかに市町村、入所者のご家族に連絡するとともに必要な措置を講じます。

◇緊急の場合には、ご指定頂いた連絡先に連絡いたします。

7. 利用料金等のお支払い方法

（1）口座引落：原則、利用月翌月27日に自動振替でのお支払いとなります。

※自動振替を希望されない場合は、現金払いでも承ります。

（2）現金支払：毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただくと領収印を押印いたします。

8. 苦情及び要望の相談窓口

当施設のサービスについての疑問や苦情、要望等がございましたら、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。また、1階受付に備え付けられた「ご意見箱」での受付も致しておりますのでご利用ください。施設として誠意をもって対応させていただきます。

電話番号：059-334-3388 ご利用時間：8：30から17：15まで（平日）

9. 協力医療機関

医療機関名称	四日市羽津医療センター
所在地	四日市市羽津山町10番8号
電話番号	059-331-2000（代表）

10. 協力歯科医療機関

医療機関名称	阿倉川歯科
所在地	四日市市阿倉川町12番3号
電話番号	059-331-6400

1 1. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設消防計画」にのっとり年2回(うち1回は夜間を想定)の防災訓練を実施します。
防災設備	・スプリンクラー ・屋内、屋外消火栓 ・消火器 ・誘導灯 ・自動火災報知設備 ・非常灯 ・防火扉 ※カーテンは防災性能のあるものを使用しています。

1 2. 施設ご利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8:00～20:00 面会時間及び面会条件についてはスタッフまでお尋ね下さい。
外泊・外出	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 ※外泊・外出の届書の提出が必要になります。
療養室・設備・器具の利用について	施設内の療養室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
飲酒・喫煙	飲酒は禁止。喫煙は敷地内全面禁煙となっております。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の療養室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金は自己の責任とし、本施設は責任を負いかねます。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
残置物について	利用期間終了後、契約者の私物が残置されている場合は、契約者又は身元引受人に引き取りの連絡をいたします。連絡後1ヶ月を経過しても引き取らない場合は、当施設にて処分いたします。ただし、残置物によっては処分費用を契約者又は連帯保証人にご負担いただく場合があります。
ターミナルケアの同意について	看取りの対象となった場合、当施設の「看取り」の手順に従い、入所者またはその家族等の同意を得てターミナル計画をたてます。加算費用は死亡月にまとめて請求となります。

個人情報の利用目的

四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設では、利用者とその家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一、入退所等の管理
 - 一、会計・経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一、利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一、検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一、家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払機関への介護給付費明細書（レセプト）の提出
 - 一、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一、当施設において行われる学生の実習への協力
 - 一、当施設において行われる事例研究
 - 一、広報誌の掲載

〔施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、外部監査機関への情報提供